

他自治体の児童館の協働化の実施状況について

資料 29
平成18年4月1日現在

運営形態	区市町村名	委託等の館数	(公設の館数)	運営主体、具体的な運営の方法等
委託	港区	2	(13)	社会福祉法人、財団法人
	墨田区	9	(16)	社会福祉法人、財団法人、NPO団体
	大田区	2	(47)	社会福祉法人、NPO法人
	荒川区	5	(12)	学校法人、社会福祉法人、株式会社、NPO法人
	足立区	47	(49)	複数の町会・自治会から選出された地域運営委員会、社会福祉法人、NPO法人
	武蔵野市	2	-	0歳から3歳までの乳幼児とその親を対象に、親子でいつでも自由に来館し、楽しく遊び、子育てについて学び合う居場所施設。市子ども協会が運営 ※児童館ではない
	町田市	1	(2)	NPO法人
	横浜市 (学童クラブ)	147	(147)	町内会・学校・父母の代表者や民生・児童委員、青少年指導員等の方々に組織された地域の運営委員会
	金沢市	31	(31)	町会、民生・児童委員など地域の人たちから成る運営委員会
指定管理	台東区	7	(7)	社会福祉事業団
	江東区	1	(19)	社会福祉法人
	文京区	2	(16)	NPO法人
	北区	予定	(25)	社会福祉法人等
	神戸市北区	22	(22)	市社会福祉協議会、複数の自治会や青少年委員などで構成されたまちづくり協議会などの地域団体、社会福祉法人
	札幌市南区	11	(11)	地域のボランティアの方たちと保育士などの資格をもつ児童指導員が所属する財団法人
参画	葛飾区	0	(29)	町会や児童委員など地域の人たちから成る運営委員会を設け、その委員会で年間の運営方針を決定
	豊島区	予定	(22)	「地域区民ひろば運営協議会」のもとに、子どもに関することを話し合う「子ども部会」を立ち上げ、地域・学校・家庭・関係機関との連携を図る。児童館は順次廃止
PFI	千代田区	1	(5)	一つの児童館が子ども園(保育園・幼稚園併設施設)に吸収されるような形で、学校に隣接した場所にPFI事業で建設中